第99期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

①株主資本等変動計算書
②計算書類の個別注記表
③連結株主資本等変動計算書
④連結計算書類の連結注記表

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

名古屋銀行

「①株主資本等変動計算書」、「②計算書類の個別注記表」及び「③連結株主資本等変動計算書」、「④連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ウェブサイト（アドレスhttp://www.meigin.com/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

第99期 〔平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで〕 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	25,090	18,645	－	18,645	8,029	164	57,720	56,511	122,425
当期変動額									
剰余金の配当								△1,379	△1,379
当期純利益								5,459	5,459
自己株式の取得									
自己株式の処分			△1	△1					
自己株式の消却			△3,264	△3,264					
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替			3,265	3,265				△3,265	△3,265
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	814	814
当期末残高	25,090	18,645	－	18,645	8,029	164	57,720	57,325	123,240

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,592	162,569	52,603	0	4,400	57,004	76	219,649
当期変動額								
剰余金の配当		△1,379						△1,379
当期純利益		5,459						5,459
自己株式の取得	△3,297	△3,297						△3,297
自己株式の処分	11	10						10
自己株式の消却	3,264	－						－
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		－						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,525	△0	－	△2,525	25	△2,499
当期変動額合計	△21	793	△2,525	△0	－	△2,525	25	△1,706
当期末残高	△3,614	163,362	50,078	△0	4,400	54,478	102	217,943

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１． 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２． 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３． デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４． 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年～50年

その他　　４年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５． 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

６． 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は､資産の自己査定基準に基づき､営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：　各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

８．ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産･負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．その他計算書類作成のための基本となる重要事項

（１）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（２）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

追加情報

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(退職給付信託の一部返還について)

当行は、年金財政健全化のため退職給付信託を設定しておりますが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況にあり、その状況が継続することが見込まれることから、退職給付信託の一部返還を受けました。

これに伴い、当事業年度において、退職給付信託返還益712百万円を特別利益に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式又は出資金の総額　2,245百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,071百万円、延滞債権額は48,883百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は22百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,115百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,092百万円であります。

なお、上記**２．**から**５．**に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,946百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	63,046百万円
その他の資産	20百万円

担保資産に対応する債務

預金	19,229百万円
債券貸借取引受入担保金	31,088百万円
借用金	10,887百万円

なお、有価証券のうち31,905百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券54,796百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金は642百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、719,477百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が708,322百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額8,882百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　32,933百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　1,750百万円

12．社債は劣後特約付社債です。

13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は19,432百万円であります。

14．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権額はありません。

15．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務額はありません。

16．関係会社に対する金銭債権総額　10,859百万円

17．関係会社に対する金銭債務総額　8,300百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	50百万円
役務取引等に係る収益総額	109百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	44百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	22百万円
役務取引等に係る費用総額	195百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	229百万円

２．「その他の経常収益」には、株式等売却益1,070百万円、及び償却債権取立益１百万円を含んでおります。

３．「その他の経常費用」には、貸出金償却０百万円、貸倒引当金繰入額1,167百万円、株式等売却損37百万円、株式等償却０百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額114百万円及び偶発損失引当金繰入額323百万円を含んでおります。

４．当行は、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	愛知県名古屋市内
主な用途	営業用店舗１か所
種類及び減損損失	建物 114 百万円、その他の有形固定資産 12 百万円： 合計 126 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社及び連結される子会社及び子法人等に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々１つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗については、営業キャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 126 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

５． 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（百万円）	科目
			役員の兼任等	事業上の関係			
子法人等	株式会社名古屋カード	33.5（注１）	２人	各種ローンの債務保証	貸出金の被保証	253,159	―
					保証料の支払（注２）	195	支払手数料
					債務保証履行に伴う代位弁済	87	―

（注１）銀行法第２条第６項を適用し算出しています。

（注２）株式会社名古屋カードより各種ローンの保証を受けています。
なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行が支払った金額を記載しています。

（注３）保証条件は、ローンの商品ごとにローン利用者の信用リスク等を勘案しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7,974	789	7,933	830	（注）
種類株式	－	－	－	－	
合　計	7,974	789	7,933	830	

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる５千株、株式併合による端数株式の取得による１千株、自己株式取得による 782 千株によるものであります。自己株式の株式数の減少は、株式報酬型ストック・オプションの行使による 25 千株、株式併合による 7,157 千株、自己株式消却による 750 千株であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

１． 売買目的有価証券（平成 29 年３月 31 日現在）

該当事項はありません。

２． 満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３． 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,245
関連法人等株式	－
合計	2,245

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

４． その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	113,100	46,191	66,909
	債券	486,334	480,028	6,305
	国債	96,522	94,521	2,000
	地方債	87,401	86,004	1,397
	社債	302,409	299,502	2,907
	その他	42,744	42,289	454
	小計	642,178	568,509	73,669
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,451	5,582	△130
	債券	185,760	187,365	△1,604
	国債	33,402	34,075	△673
	地方債	40,765	41,050	△284
	社債	111,591	112,239	△647
	その他	83,307	84,820	△1,512
	小計	274,519	277,767	△3,247
合計		916,698	846,276	70,421

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	2,266
その他	194
合計	2,460

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

該当事項はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,649	1,064	37
債券	260,427	2,765	1,672
国債	106,325	1,053	960
地方債	23,142	99	31
社債	130,959	1,612	680
その他	65,139	510	393
合計	329,217	4,340	2,103

７．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

８．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、１百万円（上場株式の減損は－百万円、債券１百万円、時価有の投資事業組合の減損は０百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、時価のある銘柄は、事業年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50％以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30％以上50％未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね１年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,533	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,368	
固定資産減価償却損金算入限度超過額	935	
賞与引当金	314	
睡眠預金払戻損失引当金	110	
偶発損失引当金	658	
未払事業税	127	
株式等償却	2,485	
その他	1,666	
繰延税金資産小計	11,198	
評価性引当額	△3,900	
繰延税金資産合計	7,298	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△20,343	
退職給付信託設定益	△2,217	
固定資産圧縮積立額	△72	
繰延税金負債合計	△22,632	
繰延税金負債の純額	△15,334	百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額11,510円56銭

１株当たりの当期純利益金額278円54銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額243円23銭

※平成 28 年 10 月１日付で普通株式 10 株につき１株の割合で株式併合を実施しましたが、当事業年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たりの純資産額並びに１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算出しております。

第99期（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,090	18,810	127,458	△3,592	167,766
当期変動額					
剰余金の配当			△1,379		△1,379
親会社株主に帰属する当期純利益			5,945		5,945
自己株式の取得				△3,297	△3,297
自己株式の処分		△1		11	10
自己株式の消却		△3,264		3,264	－
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		3,265	△3,265		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,300	△21	1,278
当期末残高	25,090	18,810	128,758	△3,614	169,045

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	52,614	0	4,400	415	57,430	76	4,161	229,434
当期変動額								
剰余金の配当								△1,379
親会社株主に帰属する当期純利益								5,945
自己株式の取得								△3,297
自己株式の処分								10
自己株式の消却								－
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替								－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,529	△0	－	△863	△3,392	25	244	△3,121
当期変動額合計	△2,529	△0	－	△863	△3,392	25	244	△1,842
当期末残高	50,085	△0	4,400	△447	54,037	102	4,405	227,591

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　４社

子会社

名古屋ビジネスサービス　株式会社

子法人等

株式会社　名古屋リース

株式会社　名古屋カード

株式会社　名古屋エム・シーカード

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

② 非連結の子会社及び子法人等

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　　－社

② 持分法適用の関連法人等　　－社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等　　－社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　４社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15 年～50 年

その他　　４年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成 24 年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び

保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

（貸手側）

①所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年３月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号　平成 23 年３月 25 日）第 81 項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しており、残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

なお、企業会計基準適用指針第 16 号第 80 項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は３百万円増加しております。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産･負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号　平成 28 年６月 17 日）を当連結会計年度に適用し、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日）を当連結会計年度から適用しております。

（退職給付信託の一部返還について）

当行は、年金財政健全化のため退職給付信託を設定しておりますが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況にあり、その状況が継続することが見込まれることから、退職給付信託の一部返還を受けました。

これに伴い、当連結会計年度において、退職給付信託返還益712 百万円を特別利益に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の出資金を除く）３百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,076百万円、延滞債権額は48,992百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は22百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,824百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,915百万円であります。

なお、上記**２．**から**５．**に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,946百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	63,046百万円
その他資産	20百万円
担保資産に対応する債務	
預金	19,229百万円
債券貸借取引受入担保金	31,088百万円
借用金	10,887百万円

なお、有価証券のうち31,905百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券54,796百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金636百万円並びに中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金は647百万円が含まれております。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、728,787百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が717,632百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第３号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　8,882 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　34,045 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,750 百万円

12. 社債は、劣後特約付社債です。

13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は　19,432 百万円であります。

14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額はありません。

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額はありません。

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益1,130百万円、償却債権取立益１百万円を含んでおります。

２．「営業経費」には、給料・手当15,369百万円を含んでおります。

３．「その他の経常費用」には、貸出金償却1百万円、株式等売却損39百万円、株式等償却０百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額114百万円及び偶発損失引当金繰入額323百万円を含んでおります。

４．当行グループは、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	愛知県名古屋市内
主な用途	営業用店舗１か所
種類及び減損損失	建物 114 百万円、その他の有形固定資産 12 百万円： 合計 126 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。連結される子会社及び子法人等は、継続的に損益の把握を実施している単位によりグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々１つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗については、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 126 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	205,054	－	185,299	19,755	（注）1
合　計	205,054	－	185,299	19,755	
自己株式					
普通株式	7,974	789	7,933	830	（注）2
合　計	7,974	789	7,933	830	

（注）1．発行済株式数の減少は、株式併合による 184,549 千株、自己株式消却による 750 千株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる５千株、株式併合による端数株式の取得による１千株、自己株式取得による 782 千株によるものであります。自己株式の株式数の減少は、株式報酬型ストック・オプションの行使による 25 千株、株式併合による 7,157 千株、自己株式消却による 750 千株であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―――					102	
合計		―――					102	

３．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年６月 24 日定時株主総会	普通株式	689 百万円	3.50 円	平成 28 年３月 31 日	平成 28 年６月 27 日
平成 28 年 11 月 11 日取締役会	普通株式	689 百万円	3.50 円	平成 28 年９月 30 日	平成 28 年 12 月５日
合計		1,379 百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 29 年６月 23 日定時株主総会	普通株式	662 百万円	利益剰余金	35.0 円	平成 29 年３月 31 日	平成 29 年６月 26 日

なお、上記については、平成 29 年６月 23 日開催の定時株主総会の議案として上程する予定であります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は､主として国内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。経済環境等の状況の変化により､契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また､外貨建有価証券については､外貨預金及び市場調達による外貨調達に見合った額で外貨建の債券を購入しており、為替リスクを回避しております。

一方､金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお､貸出金等の資産と預金等の負債には､金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替予約取引等があります。当行グループは、ＡＬＭの一環として、預金・貸出金に関わる金利の変動リスクを回避するため､また､お客さまの為替変動リスク回避のニーズに対応するためのヘッジ手段としてデリバティブ取引を利用しております｡ヘッジ会計による具体的な会計処理に関しては、当該ヘッジ取引が、相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するものについての区別、事前テスト及び事後テストについて明確に定めた上で実施しております。なお､ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は､為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、与信業務運営に関する基本的な考え方等を定めた「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては市場営業部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理

しております。

②市場リスクの管理

(ｲ) 金利リスクの管理

当行グループは、金利の変動リスクについて総合的に把握・管理し、適切なＡＬＭを遂行する目的で、ＡＬＭ委員会を設置しております。ＡＬＭ委員会規約では、リスク管理方法や手続き等を定めるとともに、取締役会において決定されたＡＬＭに関する運営方針に基づきＡＬＭ委員会を運営し、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には内部統制部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析などによりモニタリングを行い、月次ベースでＡＬＭ委員会及び取締役会に報告しております。なお、ＡＬＭにより、金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引も行っております。

(ﾛ) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため先物為替予約取引を行っております。

(ﾊ) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、常務会での有価証券運用計画に基づき、取締役会の監督の下、市場リスク管理基本規程に従い行われております。このうち、市場営業部では、外部からの投資商品の購入も行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、経営企画部が主管している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、常務会において定期的に報告されております。

(ﾆ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行及び事務管理、ヘッジ有効性の評価に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立させております。

(ﾎ) 市場リスクに係る定量的情報

（ｉ）トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、「商品有価証券」のうちの売買目的有価証券として保有している金利関連に関するＶａＲの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

平成 29 年３月 31 日現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は―百万円です。

（ⅱ）トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券・株式・投資信託、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。これらの金融資産及び金融負債についてのＶａＲの算定にあたっては、ヒストリカル・

シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

平成 29 年３月 31 日（当期の連結決算日）現在で当行のバンキング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、以下の通りです。

	市場リスク量（ＶａＲ）
純投資有価証券（＊１）	16,033 百万円
政策株式	20,904 百万円
預貸金等（＊２）	6,818 百万円

（＊１）純投資有価証券：円貨債・外貨債・純投資株式・投資信託・店頭オプション

（＊２）預貸金等：預金・譲渡性預金・貸出金・ＡＬＭヘッジ目的の金利スワップ・コールローン・預け金・社債・新株予約権付社債

（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報に関する事項についての補足説明

当行グループでは、計測システムが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施して、使用する計測モデルの有効性を検証しております。

なお、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、安定した資金繰りを最優先に考え、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２． 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	249,635	249,635	―
(2) コールローン及び買入手形	1,698	1,698	―
(3) 有価証券			
その他有価証券	916,759	916,759	―
(4) 貸出金	2,389,465		
貸倒引当金（＊１）	△12,266		―
	2,377,199	2,394,582	17,382
資産計	3,545,291	3,562,674	17,382
(1) 預金	3,218,250	3,219,177	926
(2) 譲渡性預金	63,180	63,193	12
(3) コールマネー及び売渡手形	12,340	12,340	―
(4) 債券貸借取引受入担保金	31,088	31,088	―
(5) 借用金	34,207	34,245	38
(6) 社債	10,000	9,998	△1
(7) 新株予約権付社債	11,219	11,930	711
負債計	3,380,287	3,381,975	1,688
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(500)	(500)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	―
デリバティブ取引計	(497)	(497)	―

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（１年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が１年超の預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会等が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行したものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち約定期間が短期間（１年以内）の商業手形、手形貸付、当座貸越については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。証書貸付については、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算定しているほか、貸出金の種類によっては新規貸出を行った場合に想定される利率を割引金利として時価を算定する場合もあります。なお、仕組貸出金については、上記の時価にオプション価格計算モデル等により算出した価額を考慮して時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ･フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び（2）譲渡性預金

円貨要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、円貨定期預金ならびに譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ･フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、外貨預金については、全て約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債、及び(7) 新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等)、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(＊１)(＊２)	2,342
② 組合出資金(＊３)	194
合　　計	2,536

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　当連結会計年度において、非上場株式について０百万円、組合出資金について10百万円減損処理を行っております。

（＊３）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10 年以内	10 年超
預け金	216,844	―	―	―	―	―
コールローン及び買入手形	1,698	―	―	―	―	―
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの(＊１)	75,155	216,094	237,036	60,158	133,277	40,307
貸出金(＊２)	717,094	440,091	315,246	187,477	197,658	481,829
合　計	1,010,792	656,185	552,283	247,635	330,935	522,137

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 50,068 百万円は含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10 年以内	10 年超
預金(＊)	2,998,268	174,531	44,082	551	816	―
譲渡性預金	63,180	―	―	―	―	―
コールマネー及び売渡手形	12,340	―	―	―	―	―
借用金	19,514	10,748	3,945	―	―	―
社債	―	―	―	―	10,000	―
新株予約権付社債	―	11,219	―	―	―	―
合　計	3,093,304	196,498	48,027	551	10,816	―

（＊）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．売買目的有価証券（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	113,154	46,231	66,923
	債券	486,334	480,028	6,305
	国債	96,522	94,521	2,000
	地方債	87,401	86,004	1,397
	社債	302,409	299,502	2,907
	その他	42,744	42,289	454
	小計	642,233	568,549	73,683
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,458	5,589	△130
	債券	185,760	187,365	△1,604
	国債	33,402	34,075	△673
	地方債	40,765	41,050	△284
	社債	111,591	112,239	△647
	その他	83,307	84,820	△1,512
	小計	274,526	277,774	△3,248
合計		916,759	846,323	70,435

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,726	1,089	37
債券	260,427	2,765	1,672
国債	106,325	1,053	960
地方債	23,142	99	31
社債	130,959	1,612	680
その他	65,139	510	393
合計	329,293	4,365	2,103

６．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、１百万円（うち、債券１百万円及びその他０百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、時価のある銘柄は、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね１年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額 11,787 円 54 銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 303 円 34 銭

潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 265 円 02 銭

※平成 28 年 10 月１日付で普通株式 10 株につき１株の割合で株式併合を実施しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たりの純資産額並びに１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算出しております。